

「一般競争入札・公募型指名競争入札における工事費内訳書の提出」について

1 対象工事

工事費内訳書の提出を求める工事は、一般競争入札・公募型指名競争入札に付する工事とする。

2 工事費内訳書の様式及び内容

- ① 工事費内訳書の様式は自由であるが、大きさはA4判（※）を希望する。
- ② 記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにするものとする。
- ③ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- ④ 商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印（※）すること。
- ⑤ 設計図書の交付に際して、入札参加者が工事費内訳書を提出するうえで参考となる資料を、可能な限り添付するものとする。
- ⑥ 入札の際、工事費内訳書が未提出であるとき又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該工事費内訳書を提出した業者の入札を無効とすることがある。なお、別表各項に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とするものとする。
- ⑦ 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

3 工事費内訳書の提出方法（※）

- ① 入札書は封筒に入れ封印し、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び工事名称を表記する。
- ② の入札書を入れた封筒と工事費内訳書を一緒に表封筒に入れて、表封筒封印をして、第1回の入札の際、提出する。

※ 電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。

別 表

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合 (※)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

※ 電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。